平成31年2月5日

町田市 東京都町田市森野2丁目2番22号

相模原市 相模原市中央区中央2丁目11番15号

代表 相模原市長 加山 俊美

CMJ 東京都調布市国領町3丁目4番地41 NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン

代表 理事長 古橋 大地



## 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

町田市、相模原市及びNPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン(以下「CMJ」という。)は、災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、町田市、相模原市のいずれかの区域内において災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生した場合におけるCMJによる支援活動及び平時における町田市、相模原市、CMJ相互の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

## (支援活動の実施)

- 第2条 町田市、相模原市のいずれかの区域内において災害が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められる場合、CMJは、航空法(昭和27年法律第231号)第 132条の3における国土交通省令で定める者として、自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。
- (1) 無人航空機による被災状況の調査
- (2) 無人航空機により撮影した情報の町田市、相模原市への提供
- (3) 取得した情報を基にした被災状況反映地図の作成
- (4) 作成した地図データの町田市、相模原市への提供及びインターネット上への公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、町田市、相模原市、CMJにおける協議の上定める 事項

## (調査研究等の実施)

- 第3条 町田市、相模原市及びCMJは、ともに平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動を行うものとする。
- 2 СМ J による調査研究、訓練活動等が円滑に行えるよう、町田市、相模原市は、平

時から可能な範囲でCMJに協力するものとする。

(自治体間の連携)

第4条 前条第2項に規定するCMJへの協力を行うにあたり、町田市、相模原市は相 互に連携し、最大限の効果が得られるよう努めるものとする。

(連絡窓口)

第5条 町田市、相模原市及びCMJは、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に 提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平時から連絡担当を定めるこ ととする。

(経費の負担)

- 第6条 第2条及び第3条に規定するCMJの活動等(以下「活動等」という。) に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則としてCMJの負担とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、町田市、相模原市、CMJにおいていずれが経費を負担 すべきか判断し難い場合は、その都度、町田市、相模原市、CMJが協議してこれを 定めるものとする。

(災害補償等)

- 第7条 CMJの役員、構成員その他活動等に関与した者が当該活動等により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、CMJが負担するものとする。
- 2 CMJが活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、CMJがその損害の賠償 に要する費用を負担するものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 町田市、相模原市及びCMJは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びその他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに町田市、相模原市、CMJのいずれからもこの協定を終了させる旨の意思表示がない場合、期間満了日の翌日から更に1年間に限り、この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(その他)

- 第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、 町田市、相模原市、CMJで協議の上定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この協定について、町田市、相模原市、CMJのうち任意の2者間において協議することを妨げない。ただし、任意の2者間での協議により 定めた事項については、残る当事者に対し、その効力を及ぼさないものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、町田市、相模原市、CMJそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。